

第 11 回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日 時：令和 2 年 9 月 17 日（木）16:05～17:05

場 所：議事堂 6 階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 10 人（山本佐知子委員 欠席）

農林水産部 福島康広 森林・林業経営課副課長

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

参加者：兵庫県議会 石川 憲幸 議員

兵庫県農政環境部農林水産局林務課 谷口 俊明 課長

資料：第 11 回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

兵庫県提出資料

資料 1 兵庫県産木材の利用促進に関する条例関係資料

田中座長

ただ今から、第 11 回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催します。なお、本日は、山本佐知子委員が欠席されますので、ご了承ください。

本日は、Web 会議システムを利用して、県産材利用促進に関する先進条例制定県の一つである兵庫県から聴取り調査を行います。

聴取り調査の進め方としましては、まず私から御挨拶をさせていただいた後、条例制定に携わられた兵庫県議会議員 石川憲幸様、条例に基づく取組を所管されている兵庫県農政環境部農林水産局林務課課長 谷口俊明様から、合わせて 25 分程度、「兵庫県産木材の利用促進に関する条例」及びそれに基づく取組等について説明をいただき、その後 30 分程度、質疑応答を行いたいと考えております。

それでは、Web 会議システムの準備を行いますので、しばらくお待ちください。

（Web 会議システムの準備）

それでは、準備が整いましたので、ただ今から、Web 会議システムを利用した兵庫県からの聴取り調査を行います。

まず、検討会を代表いたしまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、三重県議会三重県産材利用促進に関する条例検討会の座長を務めさせていただいております田中祐治でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、石川憲幸議員、谷口俊明課長、そして兵庫県議会事務局の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず、当検討会の聴取り調査に御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

当検討会は、本年 1 月に設置され、これまでに 10 回の検討会を開催するとともに、県内各地の現地調査を実施し、三重県産材の利用の促進に関する条例の制定に向けて、

検討を進めているところでございます。

本日は、平成 29 年に議員提出条例として「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」を制定され、それに基づき充実した県産木材の利用促進等に関する取組を実施しておられる兵庫県の事例について学ばせていただき、当県における条例制定に生かしていきたいと考えております。

本来であれば、直接兵庫県にお伺いしたかったところではございますが、コロナ禍^かの状況でございますので、このようなWeb会議システムを利用した聴取り調査という形になりました。当検討会としても初めての試み^{たん}ですので、進行に至らない点もあるかと思いますが、御寛恕^{じよ}いただきまして、どうか忌憚^{たん}のない御意見をお聴かせくださいますよう、よろしく願いいたします。

それでは石川議員、谷口課長から、「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」及びそれに基づく取組等について、御説明をよろしく願いいたします。

石川議員

三重県議会の三重県産材利用促進に関する条例検討会の皆さん、はじめまして。私は、兵庫県議会自由民主党、今、県連幹事長を務めております石川憲幸でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ちょっと簡単に自己紹介をせよということでございますので、私のほうから自己紹介をさせていただきますが、ただ今、私、6期目に入っております。家業が材木の関係の仕事をしておりまして、その関係で、今、兵庫県議会自由民主党の中の林業振興議員連盟の会長を務めておる1人でございます。

それで、今回、平成 29 年に「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」を議員提案で策定させてもらった1人としまして、御説明をさせていただく機会を与えていただき、ありがとうございます。

限られた時間ですけれども、どうぞいろんな御質問をいただければ、わかる範囲で御質問にお答えしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私の隣に準備していただいておりますのが、兵庫県の林務課の谷口俊明課長でございますので、先にちょっと御紹介を申し上げ、自己紹介をしていただきます。

谷口課長

兵庫県の林務課長をしています谷口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

石川議員

それではまず、「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」を作るに至った経緯を簡単にお話しさせていただきます。

まずは、兵庫県は、三重県も同じだと思わんですけれども、大体森林面積が 56 万 ha、森林率は約 67%。そして、その中でも民有林が 53 万 ha、約 95%を占めております。そのうちの 42%が、スギ、ヒノキの人工林になっております。伐採をして利用可

能な46年生以上の森林が、現在兵庫県内で75%を占めております。また、人口林の蓄積は8,443万m³で、毎年113万m³ずつ増えているというのが今の現状でございます。こういったことで森林県の1つに入るとは思うんですけども、なかなか木材利用が進んでいないという現状があるというのが、まず背景でございます。

そして、私たちが条例を作ろうと思ったきっかけの2つ目は、国のほうで、森林環境税の導入が検討されているという情報が入っておいりましたので、これを是非、我々も県の中で流れを促進したいという思いがあったのが2つ目でございます。ちなみに、平成18年からは、兵庫県は、県民緑税といいまして、県民の皆さん方から1年間約800円をいただいて、5年間で約120億円の原資を使って、今、森林整備を進めておりますけれども、その上積みとして森林環境税が導入されるということが、非常に我々にとっても良いチャンスだというふうに思ったわけです。

それから3つ目のきっかけとしましては、建築基準法の改正がございます。CLTを利用して高層建築物の建築が可能になるという建築基準法の改正がありましたので、これはもう是非木材振興に利用させていただかなければならないという思いがあったのが3つ目でございます。

それから、4つ目の理由としましては、兵庫県内に赤穂市、朝来市、丹波市という3つの市で木質バイオマスの発電所が建設されました。この3つのバイオマス発電所がフル稼働をいたしますと、かなり発電用の木材チップの需要が見込めてくると。これも木材振興の理由の1つになっております。

それから、5つ目の理由が、兵庫県立の森林大学校が開校いたしました。これは平成29年4月に開校したわけですけども、木材に関する人材育成という面で非常に大きな進歩を遂げるだろうというもくろみもあったわけでございます。

それから6つ目の理由としましては、実は私が5年前に県議会議長を務めたんですけども、そのときに、最低年に1本ぐらいい議員提案の条例を作らせてもらおうと、これは取り組んでいこうではないかと、こういう意気込みを示しまして、まず私が議長をしておったときには、平成28年になりますが、中小企業振興条例というのを作りました。2年目、私は議運の委員長に変わったんですけども、次の議長も意気込みを示されて、是非議員提案の条例を作りたいと。ならば、どういった条例ができるだろうかということをしていろいろ研究されまして、農政環境常任委員会の中でも、木材振興に対する、いろんな1年間の特定テーマという取組をされておられた経緯もございましたので、その流れをくんで1年間研究を続けまして、それで、平成29年の6月に「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」というのができたという流れになっております。

以上申し上げました6点の理由によって、今回の「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」が成立したという流れでございます。私からは、とりあえず以上でございます。また、谷口課長のほうから主な取組等説明をしていただきます。

谷口課長

それでは、私のほうから、兵庫県の県産木材条例を踏まえた施策について、ご説明させていただきます。お手元の方に配付しておりますA4の2枚物の資料を御覧いただければと思います。

平成29年の6月に議員提案により制定されました「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」の第12条で、知事は、県産木材の利用促進等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、指針を策定するものとなっております。さらに、その第22条では、知事は、県産木材の利用促進等に関する施策の実施状況を取りまとめて公表するものとなっております。これに基づきまして、指針は、平成29年度末、30年3月に策定させていただき、趣旨に沿った施策を展開し、その実施状況を毎年度報告させていただいております。お手元の資料は、その要約版ということでご理解いただければと思います。

兵庫県におきましては県産木材の利用促進は、この条例を契機としまして、「川上」から「川下」までの関係者の連携協働による「ひょうごの木」利用拡大協議会というものの下に、建築用と燃料用の2本柱で取り組むこととしております。

資料の中段中ほどを御覧ください。指針目標の進捗状況を示した表です。条例の制定翌年度、平成30年度から、県のほうで策定しております「農林水産ビジョン」の終了の令和2年度まで、当面3か年を計画期間として、指針の分野ごとに目標項目を定め、その進捗率で評価することとしました。目標値は単年度と累計値がありまして、累計値は項目名の後ろに「(累計)」という表示をしております。

表のほうは、上から「川下」の取組、大目標が「県産木材の安定供給」、小目標が「素材生産」、「団地」、「路網」の3つ。次は「川中」の取組で、大目標が「加工流通」、小目標が「製品出荷量」と「原木取扱量」の2つ。3段目になりまして、「川下」の利用促進で、「県産木材の住宅数」。4段目が「木質バイオマス」で、「燃料供給量」。5段目が「木材生産のベースとなる森づくり」で、小目標が「間伐」と「広葉樹林整備」の2つ。最下段が「人材育成」で、「新規就業者数」。これらを表の右欄にあります進捗率で測っております。間伐面積を除く全ての項目で80%以上となっております。おおむね計画通り進捗しているというふうに考えておるところでございます。

次に、「2」で今年度、令和2年度の主な取組を(1)から(3)まで記載しております。

(1)のところなんですけど、県産木材の利用の大宗を占める木造住宅の担い手である工務店を増やす取組を強化していこうということで、1つには、設計支援で、1棟当たり30万円を150棟。これは、令和元年度からスタートしております。それと2つ目は、住宅ローンの制度を持っていて、これは古く昭和の年代から持っているんですけど、令和元年度からは融資期間を25年から35年まで延長しております。

(2)は、住宅以外の非住宅建築物の木造・木質化の取組を強化しようということで取り組んでおりまして、①では、都市部の市町での木造・木質化を令和元年度から取り組んでおります。それと②では、公共交通拠点等の木質化推進ということで、令和2年度からこれも進めているところでございます。

最後の(3)は、2本柱のもう1つであります木質バイオマス発電需要への原木の安定供給ということで、①では、本県では取組が今あまり進んでいない主伐・再造林の推進を頑張っていこうということで、令和元年度から取り組んでおります。それと2つ目は、低コスト生産に不可欠な作業道などの路網整備と高性能林業機械の導入推進に取り組んでいこうというものです。

この、大きく(1)から(3)の3つを私どもの取組内容として進めているところでございます。

次にこの資料の下段に書いております、施策を推進する体制としまして、「ひょうごの木」利用拡大協議会というものを設けております。これは、兵庫県の特徴の1つではないかなと考えております。この「ひょうごの木」利用拡大協議会というのを4つの分野に分けまして、住宅分野、非住宅分野、木質バイオマス、それと木育、この4つの部会を設置しまして、各分野ごとに課題を共有しまして、実践を促すことによって、総合的な県産木材の利用を進めていこうということで取り組んでおるところです。

次のページを御覧ください。次のページには、「令和元年度の主な取組状況」ということで記載させていただいております。

まず、(1)は「県産木材の安定供給の推進」ですが、アの「森林施業の集約化と林内路網整備の推進」は、令和元年度は低コスト原木供給団地 29 団地 2,051ha を設定しまして、林内路網を 308 km、目標を上回る整備をしております。

2つ目が「主伐・再造林の推進」ということで、昨年度から新規事業で取り組んでおまして、森林所有者の負担を従来の 30%の負担から 10%に軽減する資源循環林造成パイロット事業というものに取り組んでおまして、県内7箇所を実施して、作業工程ごとのコスト分析というものを行いながら、主伐・再造林の低コストモデルづくりの取組を開始しているところでございます。

次に、(2)で「建築分野における県産木材の利用促進」です。まず、公共施設の木造・木質化に係るところなんですけど、平成 22 年に施行されました「公共建築物等木材利用促進法」という法律に基づきまして各市町が木材利用方針を策定することになっております。兵庫県下 41 市町が、昨年、全て制定することができました。また、県では、昨年始まりました森林環境譲与税を用いまして、市町が取り組む木造・木質化の相談対応を実施しております。令和元年度に竣工しました県・市町の公共施設は、8施設が木造化、34施設が木質化されたところでございます。

次に、イの「県産木造住宅等の建築促進」ですが、長期固定の低利融資制度であります「県産木材利用木造住宅特別融資制度」というのを兵庫県は持っているわけなんですけど、これを活用します。また、県産木材の魅力を活かした木造住宅の設計支援、さらには「ひょうご木の^{たくみ}匠の会」という県産木材をしっかりと使って建てていこうという工務店グループによる住宅展示・相談会、あるいは木材の伐採現場の見学会、こういうものを支援しております。

次に、ウのところなんですけど、「新たな建築材料の活用」としまして、新たな建

築材料というのはCLTのことを言っているんですけど、兵庫県林業会館というものを5階建てのCLTで建築しております。これをモデルにしまして、県下に普及していこうということで取り組んでおり、現在この林業会館というのが、農林水産大臣賞を昨年受賞したこともあり、全国各地から今、視察者がたくさん訪れていただいているところで、これをモデルにしまして尼崎市内でもCLTの6階建てのビルの建築が進んでいるところでございます。

(3)の「木質バイオマスの利用促進」なんですけど、1つには「川中」における燃料用チップの生産設備の導入支援を推進しております。2つには、燃料となる未利用の間伐材などを仕分けして、水分率を低減させるためのストック機能を備えたバイオマスヤードというものを整備する支援をしております。こういった取組がありまして、令和元年度のバイオマス関係の燃料は、168,000 m³という目標を達成したところでございます。

最後ですけど、(4)、「県産木材利用の普及啓発」としまして、県産木材の利用について幅広く県民意識を醸成するために、子供の頃から木に親しんでもらう木育キャラバンの実施や、森林環境譲与税のフェア、あるいは都市木造のシンポジウム、こういったものを通じまして、普及啓発に取り組んできました。

最後ですが、指針に基づいてこういった取組を進めていくわけなんですけど、令和2年度でこの指針が、とりあえず終わります。令和3年度からさらに5年間の指針というものの検討に入っているわけなんですけど、1つには新型コロナウイルスの関係、それと2つには森林環境譲与税、3つ目には森林経営管理法、こういった新たな観点を盛り込んだ新たな指針にしていこうということで、今、考えております。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

田中座長

御説明、どうもありがとうございました。ただ今の御説明を受けまして、委員の皆さんから質問等をお願いをいたします。

質疑の際は、発言される委員の映像を表示させるため、当該委員のところに事務局職員が端末を移動させますので、よろしく願いいたします。ただし、音声については、机上のマイクで拾いますので、マイクに向かって発言をお願いいたします。

なお、石川議員、谷口課長におかれましては、発言の際はマイクをオンにしていただき、「座長」と発言をいただきますよう、お願いをいたします。

それでは、委員の皆様方からご質問があれば、よろしく願いいたします。

今井委員

本日は、どうもありがとうございます。三重県議会の今井と申します。石川議員並びに谷口課長のほうからご説明をいただいて、ありがとうございました。

現在、三重県議会でも県産材利用促進に関する条例検討会をずっと進めておるんですけども、例えば三重県の場合は、三重県の県産材と、県内の加工をしている会社

等は、県外からも木を搬入して、県外産の木も加工して使ってもらっているということがあるんですけども、兵庫県のほうでこの条例を作っていただくときに、この県産材ということで限定したものになっておるのかどうか。例えば、先ほど来、木質化とかをしていただいているということですけども、これは全て兵庫の山で育った木ということなのか、兵庫県内の加工業者等が製材した木というものを含めて県産材と言われておるのか。県産材の考え方を教えてもらいたいと思います。

谷口課長

県産材の定義なんですけど、兵庫県のほうでは、兵庫県の森林、山で育った木を兵庫県の県内の製材工場などで加工したもの、これを「県産木材」というふうに定義して取り組んでおるところでございます。

今井委員

はい、ありがとうございます。それでは、この条例に関しましては、兵庫県の育った木を兵庫県の製材所であるとか、加工をしてもらうところが加工して使ってもらったものを県産材ということで、例えば三重県議会のほうでも、ちょっといろいろ、木質化というと県産材にこだわらなくていいよねっていうことも一方であったり、三重県内の加工業者が扱ってもらっているとか、市場が取引で扱っていただいている木は県外からも来ることがあるんですけども、そういった木に対する考え方というのは、兵庫県ではどのように整理されているのかなというのを聴かせてもらっていいですか。

石川議員

私たちは、あくまでも木材振興という面で、幅広く県内で木材を消費していただくのが良いという思いは常に持っております。

しかし、私たちも兵庫県の議員ですので、やっぱり狙い目は、県内生産、県内消費、これを推し進めていく。これが、我々の議会の立場だというふうに理解をしておりますので、広い意味では今井さんがおっしゃるように、木材振興という面で進んでいってくれたら、それはそれで意義のあることだとは思いますが、やはり条例の趣旨は、県内生産、県内消費、これをさらに進めていきたいというのが、我々の本心です。狙い目です。

今井委員

はい、ありがとうございます。すごくやはり条例を作るときに石川議員のように熱い思いをしっかりと持って条例を作ることと、そしてその条例をしっかりと今、御担当の谷口課長等が施策の中で形にしていく努力をしていただいていることを、今日は非常にお二人のお話から感じさせていただきましたので、三重県も頑張りますので、ちょっと三重県が頑張れば頑張るほど、兵庫県には脅威になるかもわかりませんけれ

ども、お互い切磋琢磨^{さたく}して頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

中森委員

私は、中森博文と申します。今日は、どうもありがとうございます。自民党の幹事長さんということで、私も去年、自民党の幹事長でございました。

これは余計な話ですが、置いておいて、私どものこの条例につきましては、理念型とか、施策中心型とか、このような入り方もあったんですけども、兵庫県さんのような具体的な利用促進に関する方針というんですか、具体的な計画が必要だというのは当然理解するところでございます、一般的に既にある、いわゆる公共建築物等の木材利用方針というのが既にございまして、今回作ろうとする条例に、具体的な施策の内容を担保するために、その具体的方針を位置付けて、現在作ろうとする条例に公共建築物等木材利用方針を含む方針を位置付けることによって、執行部さんが県全体の利用促進計画を作りやすいというか、県民からすれば利用方針が1つにまとまるというんですか、そのような一枚岩にしたほうがいいんじゃないかというような感じを持っており、そのような意見を申し上げたところでございます。

兵庫県さんにおいても、公共建築物の木材利用促進と、公共以外の民間などのところが木材を利用することの促進という、この両面の取組をしていただいていると思うんですけども、その点についての御教示をいただければ、どうしたらいいかという良い御提案をいただければありがたいなと思います。

その中で、いろんな具体的な取組を進めるんですけども、直接的に考えれば、公共であれ非公共であれ、建築物には木材を使いましょうと、木造・木質化を進めましょうということに尽きるんですけども、やっぱり例えば、床面積当たりにこのぐらいの量の木材を使ってねとか、仕上げ材料にはこんなことを使うことによって利用促進ができたという証を作るとか、そのような目標を持った方針にしたほうがいいかなというふうに私は思っているんですけども、その辺についても御教示いただければありがたいなと思います。

石川議員

先ほど中森委員のほうから御質問いただいたのは、公共と非公共の部分について促進をしていくべきだというお話だったと思うんですけども、確かに条例の中で、知事に対して木材利用の指針を作ってくださいねと、その作った指針に対してどのような成果があったかを毎年報告を議会にしてください、議会に報告すると同時に公表してくださいと、これを義務付けております。したがって、この条例の中にそういう文言が入っておりますので、公共建築物については、しっかりと木造・木質化を進めていくという流れは、これでできると思います。

それで、非公共の木材利用につきましては、これを進めていくために、先ほど谷口課長が説明してくれましたけれども、谷口課長が説明した「令和元年度 県産木材の

利用促進等に関する施策の実施状況」という資料に、これは谷口課長が作ってくれた資料ですが、その中の1ページの一番下の【内容】という項目がございますが、この【内容】のところで、推進体制として「ひょうごの木」利用拡大協議会というのを作っていただきました。これは、条例の中にこういう協議会を作れということは書いてはおりませんが、林務課が中心になりまして、「川上」、いわゆる素材業者さん、森林を育成したり、整備をする業者さんから、「川中」、製材所、加工業者、それから「川下」、工務店とか、利用される側の方、そして設計事務所とかもありますし、そして木質バイオマスを生産されている業者さん、こういう方々が一堂に会しまして、これから兵庫県の木材利用をどのように推進していくか、一緒にテーブルに乗って考えていきましょう、また、部会制をとって具体的な方策をやっていきましょうと、こういうことを今やっております。

こういう協議会は非公共の部分に非常に関係する集まりでございますので、両方ですね。知事のほうで指針を作って毎年我々に報告をすることと、非公共についてはこういった協議会で具体的な施策を検討していく、この二段構えで今進んでいるということになります。

それともう1つ、量的なことをもう少し踏み込んで決めたらどうかという御提案なんですけど、確かに公共にしても非公共にしても、例えば全体量の半分以上は木質化をしたらどうかというような定義もできないことはないと思いますけれども、ここは神戸のような都市部もありますし、私が住んでいる丹波とか但馬とか、そういった郡部もありまして、建築基準法の基準が耐火地域ということもあつたりしまして、なかなか具体的に木材を何%以上使えとかいうところが一律に決められないというのが、非常に兵庫県のなまめかしいところなんです。ですから、その辺は公共建築物については、できるだけ木質化を50%以上やりましょうということは、知事のほうから呼びかけてやっておりますけれども、非公共については、なかなかそこまでの限定がしづらいというのが本音のところだというふうに思います。

ちょっと谷口課長からもコメントいただきます。

谷口課長

木造・木質化の公共の部分なんですけど、基本的には、木質化率が50%以上というようなことをお願いしてやっております。

非公共についても、できる限りそれに近づけていきたいというふうに思っているんですけど、50%という定義については、非公共のところには縛りをかけておりません。

ただ、今年から始めております交通拠点等での木質化事業というのがありますが、これはしっかり床、腰壁、その辺りには木質化をお願いしますというふうに、事業の要領の中でそういうものを定めまして、取り組んでいるところでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

中森委員

はい、ありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。

あと、ちょっと簡単にもう1点だけ、建築に関する設計事務所等ですね。施主からの意見と設計事務所の考えとが相まって、木造・木質化が進むんだらうと、施主だけの意見と違って、設計に関わるものが具体的に施主を説得したり、お互いに木造・木質化を進める建築関係者が相まって理解しあうことによって進むんだらうというのが、県内の各地域の調査をした結果、感じたところでございます。

つきましては、設計事務所にはまだまだ、建築基準法のプロとはいえども、なかなか木造、木質の利用促進に対する熱意が、場合によっては、技術的な、中高層の木造建築も含めて、そういう大型建築物の木造化についてはまだまだ勉強不足の、地域差もあるんですけれども、そういう方もおられまして、しっかりと県が、公共が、そのような関係者に、PR、教育の場、そして、そういう啓発を進めるような機会を設けることが必要だなというふうに感じております。

兵庫県さんにもそのような機会があろうかと思っておりますけれども、もしそういう良い情報があれば教えていただき、我々も進めていきたいなということで、意見として申し上げたところでございます。もしコメントがあればいただきます。

石川議員

中森委員のおっしゃるとおり、施主の方の思いと、設計事務所、また施工業者さんの思いというのは、やはり一致しないときもあると思います。

しかし、木造建築のメリットは非常に大きなものがございまして、例えばRCですね、鉄筋コンクリートで建てる場合とか、今までのマンション形式の建物を建てた場合には、全く家族構成が変わったときに改造ができない、いろんな改築ができないという不便なところがありますので、そういったときに柔軟に木造建築の場合は改装もできるし、またいろんなバリエーションがあるということで、それとももちろん何においても耐久性からすると、非常に長持ちするということからすると、ランニングコストが非常に長い目で安くなるというような丁寧な説明を、これからそういう利用拡大協議会を通じて、施主さん、また設計事務所さん、また工務店の皆さん、工務店はもうよく御存知だと思えるので、設計事務所あたりにもう少し丁寧に説明をしていく、こういう活動は、おっしゃるとおり大事なことだと思いますので、我々も引き続き取り組んでいきたいと思っております。

谷口課長

補足させていただきたいんですけど、施策の関係で、住宅につきましては、先ほど先生がおっしゃいましたように、設計事務所、ここへの理解というのも大切だと思っております。兵庫県のほうでは、住宅の中で木材を見せる住宅の設計をしていただきたいということで、昨年度から、建築士、設計士、工務店も含むんですけど、「ひょうごの木の家」設計支援ということで、1棟当たり30万円を、150件を対象にして、助成をしております。

それと非公共施設につきましては、兵庫林業会館をCLTで建てたこともありますので、そういったところをモデルにしまして、シンポジウム、講演会を、そういった建築士さん、あるいはビル関係のオーナーの方々、こういった方を招きまして、一緒に勉強会をさせていただいているところでございます。以上です。

谷川委員

今日はありがとうございます。谷川孝栄と申します。よろしく願いいたします。

木育の部分についてお聴かせいただきたいと思います。条例の中でいうと、第19条の普及啓発のところに入っているのだと思うんですが、この条例ができた後に「ひょうごの木」利用拡大協議会が立ち上がったということは、すごく大きな成果だなと思って見せていただいているところでもあります。この木育のこれまでの取組で、木育キャラバンを実施されて、20箇所1,638名の御参加ということで、これはかなり普及につながっていると思うんです。

それで、この普及啓発、木育キャラバンを実施するに当たっては、これを実施する団体、団体というか、中心になって動いていただく方は、この利用拡大協議会の木育の部会の方が中心となってやられているという理解でよろしいでしょうか。

谷口課長

そのとおり、木育部会というのを設けておりまして、その中でNPOの方々とか、木育活動に理解がある方々を中心に、木育キャラバンをお願いしています。

ただ、木育キャラバンを県からお願いするときに、受け皿となるところは、森づくりサポートセンターというものを兵庫県は設けておりまして、森づくりサポートセンターというところに県が委託しまして、そこから実質の活動部隊は先ほど申しました木育キャラバン、4部会の木育部会のメンバーがその中に入ってやっていただいているという状況でございます。

谷川委員

ありがとうございます。そうすると、木育部会の人や森づくりサポートセンターの方々を中心となられて、この写真をちょっと見せていただくと、これは保育園なのか、幼稚園なのかと思うんですが、やはり教育委員会とかも関係して協力をしていただいているというふうにお見受けできるんですが、その辺の連携というのもされているんでしょうか。

谷口課長

はい、木育部会の中には、そういった教育関係の方も入っていただいています。幼稚園の関係ですとか、保育園の関係、こういったキャラバンをしますということで事前に通知をさせていただいて協力を得るというスタイルに今なっております。以上です。

谷川議員

ありがとうございます。この指針目標の進捗状況を見せていただいても、人材の育成というところでもすごい成果を上げられておりますよね。平成26年度96人で、令和元年度357名という方が、今、就業者も増えているということで、この普及啓発がすごく成果を上げられているんだなというのはよくわかりましたので、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

杉本委員

ありがとうございました。

指針目標の進捗状況を見せていただきましたら、どの項目も伸びておりますので、条例の効果を実感させていただきました。条例の13条からは施策がずっと並べていただいているんですけども、その中身の詳しいところは指針のほうに書き込まれております。指針は知事部局のほうで作っていただいたと思うんですが、その指針の内容に条例を作るときの議論の中身が反映されているのだと思うんですけども、その辺りの状況、特に推進体制のところ、利用拡大協議会、そして部会、それから利用拡大地域協議会と、部会も作り、地域協議会も作るという非常にきめ細かな推進体制ができておりますが、この辺りの中身は、執行部側が推進をしていっていただいたのか、この条例検討の中でそういう議論がしっかりとあって、そのことを踏まえて、条例の具体化ということで指針に反映されたのか。他の中身についてもそうなんですけれども、条例と指針の中身の関係の辺りを少しお聴かせください。

石川議員

杉本委員のお尋ねですが、条例を作るときに、実は、兵庫県の木材利用促進ということでは、私たち議員も林務課も同じ思いでございましたので、我々が条例を作るときには、林務課と非常に最初から密接な連携をとりながら、この条例を作った経緯がございます。

やはり我々は、まずは理念的に何とか兵庫県の木材利用促進をやっていこうではないかということからスタートしたんですが、それをより具体的に施策に落とし込むとすると、やはり林務課の皆さん方のいろんな知恵も借りなきゃならない。また林務課の皆さんも、いろんなイメージをしながら条例のアドバイスをいただけると。こういう連携作業が非常に今回はうまくいきましたので、その中に具体的に協議会を作ろうとか、何々をしようとかいうところまでは踏み込んで書いてはおりませんけれども、林務課の皆さんは多分、我々と条例の文言を連携して作るときにイメージをしておられたんじゃないかなあと我々は想像をいたします。

しかし、やはり条例を作っても実際に効果のある施策に結びついていかなければ、何ものりません。いわゆる理念条例で終わってしまうわけですから、その辺は、我々議会と行政の林務課とがうまく連携を取れた良い事例かなあというふうに思ってお

ります。

あとは、谷口課長に説明してもらいます。

谷口課長

条例のほうは議員提案ということで先生に作っていただいたという形があるんですけど、指針のほうは知事が定めるということになっておりまして、行政方で作業は進めていきました。

ただ、ある程度取りまとめた段階で、県議会の各会派の政調会長さんを中心に、御説明に回りまして、それぞれの会派から意見をお聴きしながら、修正加筆を続けて、最後に至った、でき上がったという形をとっております。以上です。

杉本委員

ありがとうございました。私どもは、今、理念のところとか、目的のところを中心に議論してきて、いよいよこれから施策のところの中身に入っていくと思うんですけども、そういうときには、執行部との連携が大事だということを学ばせていただきました。ありがとうございました。

西場委員

西場と申します。今日は、ありがとうございます。

最初に出た話に戻ります。対象木材を県産木材に絞った条例になっておりますが、これを決めるときに、隣接県木材や国産材、あるいは外国産材を対象にするか否かについて、いろいろ議論、検討があったのかどうか。また、その中で、県産木材に絞っていくという決断をされたときの状況をお聴かせください。

石川議員

確かに、私たちは木材利用促進に重きを置いていますので、別に県産材でなくても、県外の材木、また言ったら外材を別にどんどん使っていっていいじゃないかという考え方も確かにあります。

しかし、私たちはやっぱり県の議会ですので、兵庫県に資する、兵庫県に利するような動きというものは、非常に県民の利益にかなうものになりますので、我々が条例として取り組むべきことは、兵庫県にとってプラスになるということで、やはり絞って県産木材利用推進にすべきだろうと思います。

もし兵庫県の木材が消費に足らなくて全く手に入らないと、よその府県から買わなきゃならんというような状況でありましたら、これはまた話は別になってきますけれども、先ほど言いましたように、兵庫県では8,400万 m^3 の木材が今現にあるわけですね。ましてやその中で、100万 m^3 以上の木が毎年大きく成長してきているわけですね。もう早く使わなければならないという成長した木が42%にも達しているわけですね。ですから、そういう現実を踏まえると、もう日本全体の木材を振興しようという

よりは、まずは身近にある兵庫県の木をなんとか使おうじゃないかという呼びかけをすること自体は、非常に自然な呼びかけではないかなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

西場委員

はい、わかりました。

濱井委員

今日は、ありがとうございます。濱井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。先ほどからのお話でよくわかりました。素晴らしい取組をやっておられるなと思います。

その中で一遍お聴きしたいんですけれども、ウッドファーストの理念を広げるということを基本理念のところの解説で謳^{うた}ってありますけれども、これはあくまでも県産材を利用をしながら、そういったウッドファーストの理念を広げてくという意味合いで書かれたんだと思うんですけれども、それで間違いないでしょうか。

あくまでもそういうことで、ウッドファースト社会は、もともと全国の森林組合、それから木材組合が初めて使われた理念でございますけれども、その中で、要するに、国産材を使っていくとか木材を使うということは述べておりますけれども、県産材とは言っていないんですが、これは県産材をしっかりと使うことによってウッドファースト社会の理念を広げていくという意味合いで解説されているのでしょうか。

石川議員

すみません。ちょっと電波の加減から聞き取りにくい部分がありましたので、もう一度お話しただけですでしょうか。

濱井委員

申し訳ございません。

理念のところ解説が出ておりますが、その中に、県産材を広めていきながらウッドファースト社会を広めていくというような書きぶりがしてあるんですけれども、ウッドファースト社会といいますのは、もともと平成26年の秋に全国の森林組合とか、全国の木材組合連合会さんが初めて使われて、そのウッドファースト社会をいろいろ今後世の中に広めていきたいという趣旨だったと思うんです。そこで述べられておりますのは、まず木材を使っていきましょと、それから国産材を使っていきましょという言葉が挙がっているんですけれども、ここに書いてある言い方が、「県産木材の利用について、ウッドファーストの理念を広げ」と書いてありますので、これはあくまで県産材を中心的に考えながら、ウッドファーストの社会というのを広げていきたい、こういう意味だと思うんですけど、これでよろしいんですよね。ちょっとわかりにくいでしょうか。

石川議員

どういふ…。

濱井委員

結構です。私どものほうで、それを検討しておりますんですけども。はい、ありがとうございます。

それから、森林譲与税の関係だと思っておりますけれども、いろいろと森林施業プランナー、それから森林総合管理士、フォレスターですけれども、主伐と再生林の対策の強化とか、新たな木材需要の創出ということで、森林総合管理士という技術者の人材育成をやっていくということだと思っておりますけれども、実質的にどうなんでしょうか。県のほうにそういう方がいらっしゃるんでしょうか。県のほうで独自にそういう制度を作られておられて、実績があるんでしょうか。

谷口課長

森林施業プランナーというのは、林業事業体を中心に、兵庫県のほうは、ちょっと人数は今数字がすぐ出ないんですけど、たくさん取っております。

取るに当たって、県のほうではプランナー向けの講習会というのを団体を通じて実施しておりますし、プランナーの資格を取った後、技術スキルアップのための研修会も実施しております。

それと森林総合管理士、フォレスターなんですけど、これはいわゆる行政の職員が中心です。林務課職員、あるいは農林事務所の林業関係の職員を中心に、今、十数名取っているところでございます。以上です。

濱井委員

はい、わかりました。県のほうで独自にそういうフォレスター制度を作っておられるということなんですね。国のほうで決められているんじゃないかということでもよろしいですね。

石川議員

すみません。ちょっと聞き取りにくいので、もう1回言ってもらえませんか。

濱井委員

すみません。これは、林野庁のほうでフォレスター制度というのを作られていますけれども、県独自でもそういう制度的なものを作って、いわゆる人材育成をやっておられるかどうかということをお聴きしたかったんです。

谷口課長

県のほうで作っているわけでは、兵庫県はありません。国の制度にのって、プランナーの認定は、国の協会のほうがしていただいています。フォレスターのほうも国のほうです。以上です。

濱井委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

田中座長

はい、ありがとうございました。まだ質問もあろうかと思いますが、定刻になりましたので、これで質疑を終了いたします。

石川議員、谷口課長におかれましては、本日は、大変貴重なお話をいただき、ありがとうございました。また、兵庫県議会事務局の皆様におかれましても、たいへんありがとうございました。

本日伺ったお話を今後の検討会の議論に反映し、兵庫県のような素晴らしい条例が制定できるよう、我々も努めてまいりたいというふうに思います。

本日は、誠にありがとうございました。

石川議員

今日は、我々にとりましても良い機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

29年からこの条例、スタートをいたしまして、今、兵庫県議会のほうと林務課のほうと力を合わせながら、少しでも木材利用の推進が進みますように頑張っておりますけれども、まだまだ道半ばでございます。特に、神戸とか阪神間の都市部につきましては、非公共の木造化率がまだまだ伸びない状況が続いております。そういったところの皆さん方にも木造、木質の素晴らしさ、また環境にとっても、また人体にとっても、非常に良いものだということをもっともっと啓蒙しながら、この条例の趣旨が十分浸透できるように我々もこれからも活動を続けていきたいと思っておりますので、どうぞ三重県議会の皆様方もさらに今から研鑽を積まれると思いますけれども、お互い目指すところは同じでございますので、どうぞこれからも一つ連携を取っていただいて、お互い頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも連携をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

田中座長

どうもありがとうございました。それでは、今後ともご指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。これで一旦切らせていただきます。本日は、本当にありがとうございました。

以上で、Web会議システムを利用した兵庫県からの聴取り調査を終了いたします。

それでは、次回の第12回検討会について協議を願います。次回は、10月6日（火）

13時から、前回検討会から積み残しとなっております条例の総則部分の正副座長たたき台の検討を行いたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい。「異議なし」ということで、そのようにさせていただきます。

本日の議題は以上です。他に委員の皆様方からご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、本日の会議は終了いたします。なお、この後、委員協議を行います。委員の方は着席のままお待ちください。委員以外の方は、退室をお願いいたします。